

指名停止措置について

記者発表資料

北陸地方整備局は、本日、前田道路株式会社（所在地 東京都品川区）外8社に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

令和元年 8月 9日

国 土 交 通 省
北 陸 地 方 整 備 局

同時発表記者クラブ：管内各県記者クラブ

（問い合わせ先）

新潟市中央区美咲町1丁目1番1号 新潟美咲合同庁舎1号館

国土交通省 北陸地方整備局

総務部 契約課長 富樫 博人 Tel 025-370-6647 （ダイヤルイン）

総務部 契約管理官 小澤 辰巳 Tel 025-370-6650 （ダイヤルイン）

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所
①前田道路株式会社	①東京都品川区大崎1-11-3
②大成ロテック株式会社	②東京都新宿区西新宿8-17-1
③鹿島道路株式会社	③東京都文京区後楽1-7-27
④大林道路株式会社	④東京都千代田区神田猿樂町2-8-8
⑤日本道路株式会社	⑤東京都港区新橋1-6-5
⑥世紀東急工業株式会社	⑥東京都港区芝公園2-9-3
⑦株式会社ガイアート	⑦東京都新宿区新小川町8-27
⑧東亜道路工業株式会社	⑧東京都港区六本木7-3-7
⑨株式会社NIPPO	⑨東京都中央区京橋1-19-11

2. 指名停止措置期間：

①⑤⑥⑧⑨ 令和元年 8月 9日 ~ 令和元年 9月 8日 (1ヵ月)

③④⑦ 令和元年 8月 9日 ~ 令和元年10月 8日 (2ヶ月)

② 令和元年 8月 9日 ~ 令和元年12月 8日 (4ヶ月)

3. 指名停止措置の範囲：北陸地方整備局管内

4. 事実概要

公正取引委員会は、アスファルト合材の製造販売業者に対し、令和元年7月30日、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令及び同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令の対象事業者並びに排除措置命令及び課徴金納付命令の対象とならない違反事業者を公表した。

5. 措置理由

上記4. について、前田道路(株)、大成ロテック(株)、鹿島道路(株)、大林道路(株)、日本道路(株)、世紀東急工業(株)、(株)ガイアート及び東亜道路工業(株)並びに(株)NIPPOについては「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第2第5号に該当し、これを準用する「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成10年8月5日付け建設省厚契発第33号）並びに「国土交通省所掌の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成14年10月29日付け国官会第1562号）第1条についても該当することから、指名停止措置を講ずるものである。

参考

○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」 別表第2（抜粋）

措 置 要 件	期 間
1～4 略 (独占禁止法違反行為) 5 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号及び第12号に掲げる場合を除く。） 6～16 略	当該認定をした日から <u>2ヵ月以上9ヵ月以内</u>

○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の運用基準について」 （抜粋）

1～6 略 7 別表第2関係 一～三 略 四 別表第2第5号から第7号まで及び第12号イの措置要件に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とすること。この場合において、この号前段の期間が別表第2第5号から第7号まで及び第12号に規定する期間の短期を下回る場合においては、第3第3項の規定を適用するものとする 五～七 略
